

「総代解任届出書」の記載要領

- 1 この「総代解任届出書」は、通則法第108条第6項《総代》に規定する共同不服申立人がその総代を解任する場合に使用します。
- 2 本文中の「____年__月__日付の（で）_____処分に対する再調査の請求について選任した」の下線部分には、再調査の請求の対象とした処分の内容を、例えば次の下線部分のように記載してください。
 - （元号）×年×月×日付の（で）（元号）×年分所得税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分
 - （元号）×年×月×日付の（で）（元号）×年分、（元号）×年分及び（元号）×年分所得税の各更正処分並びに過少申告加算税の各賦課決定処分
 - （元号）×年×月×日付の（で） 自（元号）×年×月×日 及び 自（元号）×年×月×日 事業年度分 至（元号）×年×月×日 至（元号）×年×月×日
法人税の重加算税の各賦課決定処分
 - （元号）×年×月×日付の（で） 自（元号）×年×月×日 課税期間分消費税及び地方消費税の決定 至（元号）×年×月×日
処分並びに無申告加算税の賦課決定処分
 - （元号）×年×月×日付の（で）源泉徴収に係る所得税××円の納税告知処分及び不納付加算税××円の賦課決定処分
 - （元号）×年×月×日付の（で）所得税の青色申告の承認の取消処分
 - （元号）×年×月×日付の（で）酒税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分
 - （元号）×年×月×日付の（で）×××についてされた××差押処分
 - （元号）×年×月×日付の（で）×××のための国税徴収法第××条による第二次納税義務告知処分
 - （元号）×年×月×日付の（で）（元号）×年分××税の納税の猶予不許可処分
 - （元号）×年×月×日付の（で）相続税延納申請却下処分